

質問に対する回答について
工事名) 磐越自動車道 束松トンネル工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	<p>契約関係図書・設計関係図書</p> <p>① 02 入札公告 (説明書) 10 頁</p> <p>② 06-6_設計図_参考図 21~22 頁</p> <p>過度なコスト負担を要する提案として、「計測機器を増設する提案」と記載がありますが、参考図の「計測工割付図 (1)、(2)」に示される計測以外の計測の追加は、これに該当するのでしょうか。ご教示願います。</p>	過度なコスト負担を要する提案の対象となるか否かについては、自社でご判断のうえ、ご提案ください。
2	<p>契約関係図書・設計関係図書</p> <p>① 02 入札公告 (説明書) 10 頁</p> <p>② 設計図 (6/6) 設計図 19/45, 20/45</p> <p>技術提案評価項目①での対象 (①地質脆弱部②近接施工部③土被り 2.0D 以下) が、図面「計測工割付図(1)(2)」に記載されていますが、範囲(起点側及び終点側)の測点をご教授頂けないでしょうか。また、③土被り 2.0D 以下の範囲は、発破掘削の起点側も含みますでしょうか。</p>	技術評価項目①の対象箇所の範囲は、設計図書を参考に、自社でご判断のうえ、ご提案ください。
3	<p>契約関係図書</p> <p>① 入札公告 (説明書) 10 頁</p> <p>求める評価項目の内、評価項目①に記載されている「②近接施工部」には、STA. 649+90.651 の標準避難連絡坑も該当しますでしょうか。</p>	技術評価項目①の対象箇所の範囲は、設計図書を参考に、自社でご判断のうえ、ご提案ください。

4	<p>契約関係図書</p> <p>① 入札公告（説明書）10頁 求める評価項目の内、評価項目①に記載されている「①地質脆弱部、②近接施工部、③土被り 2.0D以下」の範囲は、以下が該当するということでおよいでしょうか。認識が異なる場合は、①～③における範囲を STA. にてご教示ください。</p> <p>① 地質脆弱部 : STA. 651+40. 00～STA. 653+20. 00</p> <p>② 近接施工部 : STA. 656+9. 95～STA. 656+42. 05、STA. 656+93. 95～STA. 657+26. 05</p> <p>③ 土被り 2.0 D 以下 : STA. 646+66. 00～STA. 647+84. 00、STA. 657+51. 00～659+21. 00、STA. 659+31. 00～STA. 660. +10. 00</p>	<p>技術評価項目①の対象箇所の範囲は、設計図書を参考に、自社でご判断のうえ、ご提案ください。</p>
5	<p>設計関係図書</p> <p>① 特記仕様書 57頁 29-46 調査ボーリング工の(1)1 定義に「コアを採取し、化学分析試験を実施するものをいう。」と記載されておりますが、採取したコアは重金属含有土範囲把握のための化学分析のみを実施するということでしょうか。</p>	<p>特記仕様書及び調査等共通仕様書3－5 調査ボーリングに記載の通りとなります。</p>
6	<p>契約関係図書</p> <p>① 入札公告（説明書）10頁 求める評価項目の内、評価項目②に記載されている「生産性向上・省力化」は、受注者を対象とし、発注者は除くと考えてよいでしょうか。</p>	<p>技術提案項目②は、受注者、発注者、受発注者双方のいずれの場合の提案でも対象となります。</p>

7	<p>契約関係図書</p> <p>① 入札公告（説明書）10頁 求める評価項目の内、評価項目①は、計測工A、B、Cの実施と、I期線計測データの活用以外に、追加で現場で実施する計測や管理、調査等の提案は除外されるでしょうか？</p>	<p>技術提案評価の対象となるか否かについては、自社でご判断のうえ、ご提案ください。</p>
8	<p>契約関係図書</p> <p>① 入札公告（説明書）10頁 求める評価項目の内、評価項目①に対し、計測工A、B、Cの計測方法（仕様）を変更する提案は除外されるでしょうか？</p>	<p>技術提案評価の対象となるか否かについては、自社でご判断のうえ、ご提案ください。</p>
9	<p>入札公告（説明書） 技術評価項目及び技術評価基準 評価項目①について、①～③の箇所とは参考図19/45 及び参考図 20/45 に図示されている箇所のみであり、計測工Cが計画されている STA. 649+90.651 の避難連絡坑は②近接施工部に該当しないのでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>質問番号3に対する回答の通りとなります。</p>
10	<p>入札公告（説明書） 技術評価項目及び技術評価基準 評価基準 ◇ 留意事項⑦について、過度なコスト負担を要する提案として、「・計測機器を増設する提案」が示されていますが、当初設計に無い計測項目を新たに追加する提案（トンネル中心線上以外の地表面沈下計測、切羽押出し計測等）は◇留意事項⑦に該当するのでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>過度なコスト負担を要する提案の対象となるか否かについては、自社でご判断のうえ、ご提案ください。</p>

11	<p>入札公告（特記仕様書）7頁 11-3 夜間作業について、「トンネルの施工（ずり処理工を除く）について は、夜間作業を行うことができるものとする」と記載があります。ず り処理工に含まれる「ずり仮置き場への運搬」は夜間作業を行うこ とができないという意味でしょうか。ご教示ください。</p>	<p>ずり処理工に含まれる「トンネル掘削により生じたずりの掘削切羽からずり仮置場への運搬」は、共通仕様書1-13「作業日」の規定にかかわらず夜間作業を行うことができます。交付図書の一部に誤りがありましたので訂正いたします。詳細は令和7年4月23日掲載の訂正公告を参照ください。</p>
R7.4.18 質問に対する 回答について ①の訂正 (質問番号1)	<p>契約関係図書 特記仕様書 1~2頁 管理技術者及び現場作業責任者の記載がございます。この管理技術者及び現場作業責任者は現場への専任は必要ないとの認識でよろしいでしょうか。それとも、土質地質調査（調査ボーリング工）の施工中においては現場への専任、もしくは駐在が必要となりますでしょうか。</p>	<p>R7.4.18 「質問に対する回答について①」の質問番号1の回答について、以下のとおり訂正いたします。 (R7.4.23訂正回答) 本工事は、調査等共通仕様書1-7「管理技術者」及び1-8「現場作業責任者」を適用しないものとします。詳細は令和7年4月23日掲載の訂正公告を参照ください。</p>